

新市長の市政運営の理念を問う

24年度決算議案はすべて撤回される

国分寺市議会は、第2回臨時会を7月29日に開催し、会議の冒頭、井澤新市長の「所信表明」が行われました。また市立本多図書館駅前分館設置に係る損害賠償請求事件の控訴を提起する議案を含む、市長提出議案3件を可決しました。

第3回定例会は、9月2日から10月2日までの31日間の会期で開催し、市長提出議案21件を可決しました。

また市長の「所信表明」に対して各会派の代表質問や20名の議員が一般質問を行い、新市長の市政運営について質しました。

さらに市長より、小金井市からの可燃ごみ処理支援の依頼があった旨の「行政報告」がありました。



都立武蔵国分寺公園 泉町2丁目1番

異例の事態により、24年度決算議案は撤回

決算議案の審議は、前年度の予算執行状況やその効果の評価を行い、翌年度の予算編成に反映させるなど、議会の監視機能を果たす重要な審議の一つです。

平成24年度の各会計の決算議案は、決算特別委員会（及川妙子委員長、いとう太郎副委員長）で審査を行いました。

審査の過程で、決算議案とともに地方自治法で提出が義務付けられている監査委員の意見書で「不適切な支出処理」と指摘された、「国民健康保険運営協議会議事録作成に係るテープ反訳委託料」に関し、当該事務担当者が監査委員に誤った説明を行っていたことが明らかになりました。その結果、監査委員の意見書の内容が事実と異なっているという重大な事態となり、議案審査は中断となりました。

その後市長より、当該事務担当者が監査委員に誤った説明を行った事の重大さを踏まえ、各会計すべての決算議案が撤回され、決算議案は議決に至りませんでした。

24年度の各会計決算は、議案の撤回という異例の事態により、今後市長からの再提案を受け、改めて議会で審議することになります。

一般会計補正予算を可決 不透明な市の意思決定過程を指摘

議案第94号25年度一般会計補正予算（第3号）は、庁内の新基幹系システム等導入・運用委託事業他7件の債務負担の追加、（仮称）姿見の池周辺地区用地取得事業債限度額の増額、国庫支出金等超過収入額返還金・障害者就労支援経費・焼却場施設等維持管理経費・基金積立金等の増額、議員の辞職等に伴う議員報酬不用額・新教育事務システム導入等委託経費・北口再開発特別会計繰出金等の減額により、予算総額を4億8,516万5千円増額し、366億3,148万7千円とする、というものです。

また本案は、新教育事務システムの契約不調により、システム導入期間や調達期間を変更した市の意思形成過程が極めて不明瞭である、と

の委員会の指摘を受け、当該補正内容を削除し改めて市長より再提案されたものです。

本案の審査を行った補正予算審査特別委員会（片畑智子委員長、釜我健二副委員長）では、上記の指摘のほか、普通交付税の増額理由、中学校部活動休廃部防止に係る外部指導員導入促進補助事業、街頭防犯カメラ補助事業、生活困窮者自立促進事業、国民健康保険運営協議会の議事録、家庭ごみ減免申請に係る手数料相当額の返還方法、防犯灯の設置、庁用車事故防止策、敬老会等について質疑を行いました。

委員会では賛成多数で可決し、本会議でも賛成多数で可決しました。

討論の要旨

反対) 本補正は、国保会計の赤字解消や縮小のための予算措置が講じられておらず反対する。
賛成) 財政の硬直化を招く債務負担の設定は、根拠や妥当性が求められる。議会の指摘を踏まえ、新教育事務システム導入等委託経費を削除して議案修正した市長の決断を評価し、賛成する。

特定建築者基本協定締結保証金収入を含む、 国分寺駅北口再開発事業特別会計補正予算を可決

議案第80号25年度国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、特定建築者との基本協定締結保証金確定による諸収入の増、9月末明渡しとなる権利者補償費の増、次年度への明渡し時期の繰延べによる補償費の減、再開発事業臨時基金積立金の増、前年度起債利子額の確定に伴う公債費の減等により、予算総額を4,979万3千円減額し、75億7,815万円とする、というものです。

審査の過程で、予算の一部計上漏れにより、今年度の補償費支出を次年度へ先送りする補償費から充用していたことが明らかとなり、答弁調整のため長時間審査は中断となりました。

審査再開後に市長より、今回の事務執行は適正さを欠き、再発防止に取組む旨の発言がありました。

主な質疑の要旨

問) 補償費6億1,200万円の増額理由は？
答) 当該権利者提出の決算書等を基に営業休止

補償費を再精査した結果によるもの。当該補償費のうち、移転補償は都補助対象で、都の審査が及ぶもので適正なものと認識している。

問) 権利者の休業期間中の他地域での営業は？
答) 補償契約不履行となり不可能である。

問) 償還金利子の減額理由は？

答) 昨年度起債等の利率確定によるもの。

委員会では賛成多数で可決し、本会議でも賛成多数で可決しました。

討論の要旨

反対) 権利者への補償額は、妥当性や客観的な根拠が必要で、また今後再開発事業費の増大も懸念され反対する。

賛成) 権利者への補償費は議会も介入しがたい。今後の適切な事務執行を強く求め賛成する。

公立高校授業料無償化等に伴う「奨学資金支給条例」の廃止条例を可決

議案第73号奨学資金支給条例を廃止する条例は、公立高校の授業料無償化や就学支援金創設に伴い、26年1月1日に条例を廃止する、というものです。

主な質疑の要旨

問) 「授業料分の支給」との規定はないが？

答) 規定はないが、これまで都立高校授業料の変更に合わせて支給額を改定しており、授業料分と認識している。

問) 特別支援学校高等部の生徒を対象外としている理由は？

答) 当該校も現在授業料は無償で、授業料無償化前も無償に近い授業料であったため対象外としていた。

委員会では賛成多数で可決し、本会議でも賛成多数で可決しました。

討論の要旨

反対) ・低所得者世帯の負担軽減を目的とする本制度の廃止は、市民の暮らしの実態を無視するものであり反対する。

・本制度の廃止は、教育上のサービスの著しい低下であり反対する。

賛成) 制度廃止後も就学困難な生徒への支援に努める旨の市の見解を了とし、授業料無償化との整合上、廃止は妥当と判断し、賛成する。